

# 10 消防学校教育訓練実施状況

## (1) 教育訓練方針

平成23年3月11日の東日本大震災は未曾有の災害をもたらし、国民に防災の重要性を改めて認識させるとともに、消防防災行政にとっては、過去に例のない大規模な災害救助活動を通し、数々の貴重な教訓を得ることとなった。また、全国各地では、台風や集中豪雨等により甚大な被害が発生するなど、自然災害は複雑多様化、大規模化しており、それに伴い地域住民の消防に対する期待は益々高まってきている。

こうした中、消防学校は、地域住民の期待に十分応えられる消防職員、消防団員の育成に努めなければならない。

平成24年度は、100名を超える初任教育学生の入校に対応できる体制を確保するとともに、消防職員の基礎となる知識技術の修得を始め、住民に信頼される人格の形成、即戦力となる職員の養成に努めた。

専科教育、幹部教育等においては、多様な災害に対処できる人材の育成を目的に、先進的事例や最新情報の提供に努め、実科訓練も現場のニーズを反映した実戦的な訓練を実施するよう配慮することとし、中でも救急隊員教育については、救急業務の高度化に対応するため、さらに充実させるよう努めた。

また、消防団員教育については、団の指導者等として必要な知識技術の他、先の大震災を通して得た教訓等も活かした教育訓練を実施した。

## (2) 消防職員に対する教育訓練

### ア 初任教育（規則第5条）

新たに採用された者に対して、職務の遂行に必要な基礎的知識、技術を修得させるとともに、人格の向上、体力・気力の錬成、規律の保持、協同精神の醸成等を図るため、6か月間（873時間）の教育訓練を実施した。

### イ 専科教育（規則第6条）

#### （ア）危険物科

危険物業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、危険物業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、5日間（35時間）の教育訓練を実施した。

#### （イ）火災調査科

火災調査業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、火災調査業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、14日間（70時間）の教育訓練を実施した。

#### （ウ）救急科

新たに採用された者及び救急隊員の資格のない者に対して、救急隊員として必要な基礎的知識から専門的知識・技術までを修得させ、新たに認められた応急処置を行える救急隊員の資格を取得させるため、2か月間（269時間）の教育訓練を実施した。

#### （エ）救助科

救助業務を担当している者又はそれと同程度の知識及び技術を有する者に対して、救助業務に必要な専門的知識・技術を修得させるため、29日（140時間）の教育訓練を実施した。

### ウ 幹部教育（規則第7条）

#### （ア）初級幹部科

消防士長又は消防司令補に対して、人事管理、指揮能力等の初級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、12日間（70時間）の教育訓練を実施した。

#### （イ）上級幹部科

消防司令以上の者に対して、上級幹部として必要な知識・技術を修得させるため、2日間（12時間）の教育訓練を実施した。

### エ 特別教育（規則第8条）

#### （ア）らっぱ科（消防団員と合同実施）

らっぱを担当する者又は担当予定者に対して、楽理、指揮法等らっぱ吹奏に必要な

知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(イ) 消防操法指導科

消防操法の指導担当者又は担当予定者に対して、操法指導に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(ウ) ビデオ喉頭鏡追加講習

挿管救命士に対して、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管法を的確かつ安全に施行できる能力を身につけさせるため、1日間（4時間）の教育訓練を実施した。

(エ) 救急救命士集合研修

全運用救命士に対して、「救急救命士に対する再教育ガイドライン」に基づき、2日間（14時間）のうち1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

(3) 消防団員に対する教育訓練

ア 基礎教育（規則第9条）

消防団員に対して、消防団活動に必要な基礎的知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を、消防本部で7時間、学校で1日間（7時間）実施した。

イ 専科教育（規則第10条）

(ア) 機関科

主にポンプ機関を担当する者又は担当予定者に対して、操作等に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

ウ 幹部教育（規則第11条）

(ア) 初級幹部科

消防団員としての基礎的知識・技術を有する班長、部長相当の者に対して、初級幹部として必要な指導能力等の知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を地区ごとに開催し年6回実施した。

(イ) 中級幹部科

分団長又は昇任予定者に対し、中級幹部として必要な組織の管理運営、指導能力等の知識・技術を修得させるため、2日間（13時間）の教育訓練を実施した。

エ 特別教育（規則第12条）

(ア) らっぱ科（消防職員と合同実施）

らっぱを担当する者又は担当予定者に対して、楽理、指揮法等らっぱ吹奏に必要な知識・技術を修得させるため、2日間（14時間）の教育訓練を実施する。

(イ) 指導員科

指導員若しくは平成24年度に指導員に任命される予定の班長以上の者でかつ消防操法の知識を有する者に対して、団員の教育訓練指導に必要な知識・技術を修得させるため、4日間（26時間）の教育訓練を実施した。

(ウ) 震災対策講習会

大規模な震災発災時に、消防団が中核となり地域ぐるみの救助活動が行えるよう、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、1日間（7時間）の教育訓練を実施した。

オ 短期入校

規則第4条に定めのない教育訓練で、各種学科、訓練及び消防操法等、消防団員に必要な知識・技術を修得させるため、短期間の教育訓練を実施した。

(4) 消防関係職員に対する教育訓練

ア 自衛消防隊員教育

各事業所の自衛消防隊員に対して、「事業所に勤務又は出入りする者の人命の保護」と「施設等の被害の軽減」を図るための活動に必要な知識・技術を修得させ、事業所の自主防災活動の充実を図るため、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

イ その他

(ア) 新たに採用された岐阜県職員に対し、災害時や緊急時における実践的な対応能力を養成するため、非常事態に備えた公務員としての心構えや行動のあり方を身につけさせることを目的に、2日間（14時間）の教育訓練を実施した。

(イ) 消防職員、消防団員を対象に講義の一部を公開し、先進的な知識や技術を習得させ資質の向上を図った。